

コミュニティセンター（北館）について

1 使用目的

主に文化・芸術系を中心とした集客イベントの場として活用する。

※ 上記使用がないときは、会議や体育利用等で使用することも可能とする。

ただし、フットサルやバスケットボール等、壁を損傷する可能性がある使用方法は不可とする。

2 運営手法

これまで、公共財産（北館で生じる余剰スペース）の有効活用を図るという観点から民間活力を活用した民間事業者への補助事業として運営することとしていたが、利用者の範囲として、安佐北区全域を視野に入れ、若者から高齢者まで幅広い世代が多目的に利用できるものとするを踏まえると、コミュニティセンターは公共施設として管理・運営すべきものである。

このため、コミュニティセンターを設置管理条例に基づく公共施設として位置付け、指定管理者制度のもと、公募により運営者（指定管理者）を選定し、運営することとする。

3 設置時期等

(1) 設置時期

令和7年4月

(2) 設置方針

多目的交流広場[※]との一体的な運用を視野に入れ、設置管理条例のあり方を検討する。

※ 多目的交流広場についても設置管理条例に基づく公共施設として整備する。

<理由>

屋内施設であるコミュニティセンターと屋外施設である多目的交流広場を一体的に運用することで、その使用用途に応じて利用者への適切な案内ができるとともに、事業展開においても屋内・屋外を使用して相乗効果を生み出すような利用調整も可能となる。

また、利用者にとっても1つの窓口で両方の施設に関する利用相談ができることは利便性の向上につながる。

(3) スケジュール

令和5年1月～	コミュニティセンター設置管理条例のあり方検討 (令和5年春に公募開始予定の多目的交流広場の整備内容 (事業者提案)等を踏まえて検討する。)
令和6年2月	コミュニティセンター設置管理条例の制定
7月～9月	指定管理者の公募
12月	指定管理者決定
令和7年4月	運営開始